

リチウムイオン電池等の回収量増加に資する住民への情報提供ツール構築等
実証事業 公募要領

令和8年6月
環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課

1. 趣旨

近年、リチウムイオン電池を使用した製品が増加し、リチウムイオン電池そのもの及びリチウムイオン電池を使用した製品（以下「リチウムイオン電池等」という。）が廃棄物として処理される過程で、火災事故等が発生し、収集運搬車両や廃棄物処理施設への被害に加えて、処理が滞ることによる社会的影響の発生、廃棄物を処理する体制そのものへの影響が懸念されています。

こうした状況を踏まえ、環境省は令和7年4月15日付の「市町村におけるリチウム蓄電池等の適正処理に関する方針と対策について（通知）」（環循適発第2504151号）において、全ての市町村が家庭から排出される全てのリチウムイオン電池等の安全な処理体制を構築していく必要があること、また、住民にとって利便性の高い分別収集を行うこと等を示しました。

さらに、同通知を踏まえ、分別収集体制の構築を検討するため、「リチウムイオン電池等の適正処理のための体制構築に係る検討業務」（以下「本業務」という。）を実施し、本業務の中で行う実証事業の1つとして、「リチウムイオン電池等の回収量増加に資する住民への情報提供ツール構築等実証事業」（以下「本実証事業」という。）を行います。

本実証事業では、住民にとって利便性の高い情報アクセス手段を提供し、自治体におけるリチウムイオン電池等の回収量増加につなげるため、住民への情報提供ツールの構築又はこれに準ずる有効な取組（以下「情報提供ツール等の構築」という。）を行う主体を公募します。本実証事業を通じて、住民の行動変容、自治体及び処理事業者の負担軽減、継続的な運用可能性及び他自治体への横展開可能性を検証し、今後のリチウムイオン電池等の回収・処理体制構築に資する知見を取りまとめます。

2. 概要

(1) 応募主体の要件

本実証事業の応募主体（以下「実施事業者」という。）は、住民への情報提供ツール等の構築を行う主体であり、法人格を有し、本実証事業を適切に遂行できる民間事業者、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、大学その他の団体とします。単独提案のほか、複数者連携による提案も可能としますが、その場合は代表申請者を定め、役割分担及び責任関係を明確にしてください。

応募に当たっては、実証対象自治体（以下「実装パートナー自治体」という。）を1以上確保していることを要件とします。なお、実装パートナー自治体については、単一市町村、複数市町村等の提案を可能とし、規模や範囲は問いません。実装パートナー自治体は、情報提供ツール等の実装、データ提供、周知・広報、効果検証等に協力するものとし、応募に当たって実装パートナー自治体担当者の連絡先も記載するものとします。

(2) 本実証事業の対象及び実施要件

本実証事業の対象は、実施事業者が実装パートナー自治体と連携し、住民にとって利便性の高い情報アクセス手段を提供し、実装パートナー自治体におけるリチウムイオン電池等の回収量増加に資する住民への情報提供ツール等を構築する事業とし、その実施要件は以下の①～⑤とします（具体的な内容は下表参照）。

・本実証事業の対象

リチウムイオン電池等の回収量増加に資する住民への情報提供ツール等の構築	住民が、市町村の回収方式に応じて、適切な排出方法、排出日、排出場所（拠点、集積所等）、膨張・変形したリチウムイオン電池等への対応等を容易に把握し、自身の状況に応じて適切な排出方法を判断し、実際の排出行動につなぐことができる
-------------------------------------	---

	<p>ような情報提供ツールの構築・改修・実装又はこれと同等以上の効果が期待できる取組を実施する事業とする。なお、設計段階で、情報セキュリティ・アクセシビリティの観点で問題がないことを確認することを前提とする。</p>
--	--

本実証事業の対象地域は、実装パートナー自治体の全域又は一部地域のいずれでも構いません。また、本実証事業において個人情報の取得は必須ではありません。

また、情報提供ツール等の構築・改修・実装としては、住民が製品名、品目、状態（膨張・変形の有無、取り外し可能性等）、端末の現在地情報等を入力又は選択することで、適正な排出方法、排出日、排出場所、絶縁処理の注意事項等を簡便に把握できるツールの構築・改修・実装が考えられます。

・実施要件

①実装パートナー自治体における課題の特定	<p>実装パートナー自治体における現在の回収方法、情報提供方法、住民が排出時に迷いやすい品目・状態、問い合わせ内容、誤排出実態等を整理した上で、本実証事業において解決しようとする、住民利便性の向上及びリチウムイオン電池等回収量の増加に向けた課題を特定すること。</p>
②実装パートナー自治体の更新負荷が低い仕組みの構築	<p>情報提供ツール等の構築においては、実装パートナー自治体のホームページ、既存アプリ、SNS等の既存の情報媒体との連携による実装を基本とし、住民がアクセスしやすく、実装パートナー自治体の更新負荷が低い仕組みとすること。ただし、独立した新規サイトを単体で構築する提案については、同等以上の効果が見込まれることを合理的に説明できる場合は、この限りではない。</p>
③実装パートナー自治体と連携した周知・広報方法の検討	<p>住民による利用促進及び行動変容につなげる観点から、情報提供ツール等の効果的な周知・広報方法を検討すること。</p>
④効果検証の実施	<p>情報提供ツール等の導入前後を比較し、下記の項目でデータ取得及び評価・分析を行い、情報提供ツール等の導入による住民の行動変容及び回収量増加への効果を検証すること。</p> <p>【情報提供ツールの場合の分析及び効果検証を実施する項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 情報提供ツールへのアクセス数 ➤ リチウムイオン電池等の回収量 ➤ データ更新頻度 ➤ CAPEX・OPEX等の導入・運用に係るコスト ➤ 導入に要する作業工数等 ➤ 住民の行動変容（回収方法・絶縁処理・膨張品対応等に関する認知度の変化を含む） ➤ 他自治体適用時の条件、テンプレートの活用状況等 <p>【情報提供ツール以外の場合の分析及び効果検証を実施する項目】</p> <p>情報提供ツールの場合と同等程度のデータ取得項目を設定</p>
⑤横展開に向けた整理	<p>データ項目・更新手順をテンプレート化し、導入に要する作業量・費用、他自治体への適用条件、継続利用時の費用・運用負担・予算措置上の課題等を整理することで、横展開可能な成果として取りまとめること。また、実証終了後の運用主体及び運用体制の考え方についても整理すること。</p>

なお、単なる調査・企画のみや、一過性の広報のみで、自治体における実装及び効果検証を伴わない応募内容は原則として対象外とします。また、効果検証については、情報提供ツール等の導入前と導入後の各データ・評価項目の測定方法及び比較方法をあらかじめ設定してください。導入前のデータについては、応募時点で必ずしも揃っている必要はなく、選定後に実装パートナー自治体と連携して取得することも想定されます。

(3) 本実証事業の予算

本実証事業の予算は、1件当たり原則として1,000万円(税抜)を上限とします。予算は、再委任契約に基づき事務局から支払われます。ただし、提案内容、実装パートナー自治体数、既存システム活用の有無、追加開発の有無等を踏まえ、選定後に環境省及び事務局との協議により契約額を調整する場合があります。

対象経費は、本実証事業の実施に直接必要な範囲で、課題整理・要件定義・設計・自治体調整に係る経費、システム開発又は改修に係る経費、既存サービスの導入費、実装パートナー自治体における実証期間中のサービス利用料、クラウド・サーバー・API等の利用料、データ整備に係る経費、広報制作・周知に係る経費、アンケート・効果検証に係る経費、旅費、謝金、外注費、人件費その他本実証事業の実施に直接必要な経費の全部又は一部とします。なお、既存サービスの導入費を計上する場合は、通常のサービス提供時に使用する定価、又は導入に要する経費の内訳を示す資料の提出を求める場合があります。常勤役員報酬、汎用性の高い機器購入費その他本実証事業との直接関係が認められない経費は対象外又は個別に協議することとします。

応募時には、経費内訳書の備考欄において、費目、単価、数量、工数、対象期間及び算定根拠を可能な限り具体的に記載してください。本実証事業では、契約額の合理性及び実施状況を確認するため、必要に応じて見積書、請求書、作業記録その他の資料提出を求める場合があります。適切な事業管理及び経費執行の観点から、実証事業期間中は、事務局が実施事業者に対し、定例打合せ等を通じて進捗及び経費発生状況を確認し、実施内容又は経費内訳に変更が生じる場合は、事前に環境省及び事務局と協議してください。

(4) 選定件数及び実施体制

本実証事業では、1件程度を選定します。本実証事業は、環境省が実施主体となり、実施事業者は、事務局及び実装パートナー自治体と連携して実施します。選定された実施事業者は、事務局との間で再委任契約を締結した上で、本実証事業を実施するものとします。なお、再委任契約の内容は、環境省と事務局との間の請負契約に準拠したものとなります。

事務局は、定例打合せ(月1回程度)、現地確認(期間中1回程度)、情報共有会等を通じて伴走支援を行います。選定された実施事業者は、進捗管理及び成果整理に必要な資料提出、ヒアリング対応、成果報告等に協力するものとします。なお、令和8年度末(2月末ごろを予定)には、本実証事業の成果共有を目的とした情報共有会(仮称)を予定しております。選定された実施事業者及び実装パートナー自治体は、当該情報共有会へ参加し、事例発表を行うものとします。

(5) 本実証事業の実施期間

原則として、本実証事業の実施事業者の選定(令和8年8月上旬頃予定)後から令和9年1月29日までとし、この実施期間内に2.(6)に示す成果物等を提出することとします。ただし、事業内容や進捗状況に応じて期間の調整を行う場合があります。効果検証を行うことを踏まえ、情報提供ツール等の供用を含む実証を少なくとも2~3か月程度の期間において実施してください。

(6) 成果物等

選定された実施事業者は、本実証事業終了時に、少なくとも次の内容を含む成果物を提出してください。ただし、営業秘密、個人情報又は情報セキュリティ上公開が適当でない情報については、環境省及び事務局と協議の上、公開される成果物には含めない等の対応とってください。なお、成果物は実施事業者において事務局の指定様式にて報告書として取りまとめることとします。また、本成果物は環境省から公開されることを前提とします。

- ・本実証事業の概要、実施体制及びスケジュール(実証の目的・解決すべき課題、実装パートナー自治体の基本情報、実施内容の全体像等を含む)

- ・データ項目、データ管理方法、テンプレート及び導入手順（データベースの項目、データ形式、データ更新手順等を含む）
- ・システムの機能概要、管理者側の運用方法及び更新方法（入力項目、出力内容、主要画面イメージ、管理者画面の操作項目等を含む）
- ・情報提供ツール等の周知・広報の施策（周知・広報のために使用した制作物、周知・広報の対象としたメディア等、効果的な周知・広報の方法の提案等を含む）
- ・効果検証結果（検証設計過程、アクセス状況、住民の行動変容（実際の排出行動への影響を含む）、回収量、運用負荷、結果の考察等を含む）
- ・継続運用及び他自治体への横展開に向けた課題整理と提案（実装・公開までの手順、導入しやすい自治体類型、技術的課題と提案、他自治体展開のための提案、実証で判明したボトルネック等を含む）

なお、実施事業者が本実証事業の実施前から保有し、又は本実証事業において開発若しくは改良した情報提供ツール等その他のシステム自体は成果物に含まれないものとします。また、それらに係る知的財産権及びノウハウ等は、当該権利者に帰属し、環境省には帰属しないものとします。

ただし、実装パートナー自治体が提供するデータ及び本実証事業で取得したログ、回収量、アンケート結果その他の効果検証データ、報告書、機能概要、画面イメージ、手順書等の成果物については別に取り扱うものとし、環境省は、本実証事業の評価、公表、政策検討及び他自治体への横展開に必要な範囲で、これらを期間の定めなく無償で利用、複製、編集及び公表できるものとします。また、本公募要領にて成果物として定められた著作物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、実施事業者から環境省に譲渡されるものとします。

3. 応募方法等

(1) 応募書類

本実証事業の応募に当たっては、事業申請書（様式 2-1）、事業計画書（様式 2-2）、経費内訳書（様式 2-3）、応募団体及び実装パートナー自治体概要（様式 2-4）を、3.（4）に記載の事務局まで提出してください。

(2) 応募期間

令和 8 年 6 月 12 日（金）10:00 から令和 8 年 7 月 22 日（水）17:00 まで

※応募書類一式の電子媒体 1 部をメールで送付してください。応募期間を過ぎると受理できませんのでご注意ください。

(3) 公募説明会

本実証事業に係る公募説明会を下記日程でオンライン形式にて開催いたします。応募に当たっては、公募説明会の参加は必須ではありません。

- ・開催日時：令和 8 年 6 月 18 日（木）15:00～16:00
- ・開催形式：オンライン
- ・内容（予定）
 - 実証事業の趣旨、応募方法等のご説明
 - 質疑応答
- ・対象者
 - 市町村担当者、本実証事業に関心がある民間事業者等
- ・参加方法
 - 市町村担当者：別途環境省からの事務連絡に記載の URL から参加
 - 民間事業者等：事前申込（メール）により参加 URL を案内

※民間事業者等で参加を希望される方は、令和 8 年 6 月 17 日（水）12 時までに、3.（4）に記載の事務局連絡先までメールにてお申し込みください。

その際、参加希望の方のご所属、氏名、電話番号、メールアドレスを明記してください。

(4) 応募先メールアドレス及び問い合わせ先（本実証事業事務局）
株式会社三菱総合研究所 GX 本部門
リチウムイオン電池等の回収体制構築実証事業 事務局
メールアドレス：lib-jissho@mri.co.jp

4. 選定

(1) 選定方法

環境省が主催する本業務の検討会（外部有識者を含む）又はこれに準ずる審査の場において、4. (2) で示す審査基準に照らして実施事業者を選定します。なお、選定過程において、応募者に追加資料の提出又はオンラインヒアリングを依頼する場合があります。

(2) 審査基準

以下の観点により、3. (1) に示した応募書類を審査します。

(イ) 目的適合性・実効性

- ・実装パートナー自治体の現状・課題を踏まえた提案となっており、住民の利便性向上、回収量増加に資するか。
- ・住民の回収方法・絶縁処理に関する認知度向上及び回収対象外物の混入防止に資する設計となっているか。また、住民の行動変容を促すための情報提供ツール等の周知・広報が十分に検討されているか。

(ロ) 実装パートナー自治体との連携体制

- ・実装パートナー自治体との役割分担及び意思決定体制が明確であり、実証を確実に実施できるか。

(ハ) 実証事業の遂行能力

- ・実施事業者が本実証事業を遂行するに当たり十分な知見を有し、かつ十分な遂行体制を確保できているか。

(ニ) 効果検証可能性

- ・住民のアクセス、行動変容（住民が自身の状況に応じて適切な排出方法を判断し、排出行動につながったと考えられるか）、回収量、運用負荷等を定量的に把握できる検証設計となっているか。
- ・導入前後の比較（可能な場合）を含め、データ取得方法・検証方法が具体的に設計されているか。

(ホ) 継続性・横展開可能性

- ・実証終了後も実装パートナー自治体が過度な負担なく更新・運用できる計画となっているか。
- ・実装パートナー自治体以外の自治体にも適用可能な標準モデルとして整理されているか。

(ヘ) 情報セキュリティ・アクセシビリティ等

・高齢者等にも使いやすい設計になっているか。また、情報セキュリティ及び個人情報保護への対応が適切か。

(3) 選定結果

選定された実施事業者の選定結果は、令和8年8月上旬頃を目途に、個別連絡の上、環境省又は事務局ホームページにて結果を公表する予定です。なお、選定見送りとなった応募者に対しても個別にその旨を通知します。

(4) その他、留意事項

- ・選定後に、事業計画について環境省及び事務局と協議の上、より事業の有効性を高める観点から、実施内容、スケジュール又は経費内訳の一部変更を依頼する場合があります。

- ・応募内容が、既に他の補助金等の支援を受けている場合は、内容重複部分の費用計上はできません。
- ・選定後、実施事業者の都合による事業費の積算に影響する計画内容の変更は、正当な理由がある場合を除き原則として認めません。正当な理由をもって変更を希望する場合は、環境省と協議の上、環境省が認めた場合に限り変更を可能とします。
- ・選定された実施事業者は、システム実装及び実証に必要な第三者の権利処理、自治体内部手続への対応、個人情報保護、情報セキュリティ対応等を自らの責任で行ってください。
- ・本実証事業の成果概要、効果検証結果等は、環境省又は事務局が作成する報告書、事例集、説明資料等で公表することを前提とします。成果物及び知的財産の取扱いは、本公募要領 2.(6) 及び 5. の定めを踏まえ、再委任契約時に整理します。営業秘密、個人情報又は情報セキュリティ上公開が適当でない情報については、公表範囲を環境省及び事務局と協議してください。
- ・選定された実施事業者によるニュースリリース、事例紹介、実績公表等は、環境省及び事務局と事前協議の上で行ってください。
- ・本実証事業で選定された場合は、環境省が主催する情報共有会には参加し、事例発表を行うものとします。また、検討会その他必要な会議にはオブザーバー又は発表者として参加していただくものとします。
- ・応募書類に虚偽の記載があった場合又は実施要件を満たさないことが判明した場合は、選定を取り消す場合があります。

5. 著作権等の取扱い

(1) 成果物に関する著作権等は、納品の完了をもって実施事業者から事務局を通じて環境省に譲渡されたものとします。

(2) 実施事業者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとします。

(3) 成果物の中に実施事業者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は実施事業者に留保されますが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾するものとします。

(4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されますが実施事業者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含め、第三者から利用許諾を取得するものとします。

(5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとします。

(6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、実施事業者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとします。

6. 情報セキュリティの確保

実施事業者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとします。

(1) 実施事業者は、本実証事業の開始時に、本実証事業に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省及び事務局に書面で提出してください。

(2) 実施事業者は、環境省及び事務局から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講じてください。また、本実証事業において実施事業者が作成する情報については、環境省及び事務局からの指示に応じて適切に取り扱ってください。

(3) 実施事業者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分とみなされるとき又は実施事業者において本実証事業に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省及び事務局の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れてください。

(4) 実施事業者は、環境省及び事務局から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄してください。

また、本実証事業において実施事業者が作成した情報についても、環境省及び事務局からの指示に応じて適切に廃棄してください。

(5) 実施事業者は、本実証事業の終了時に、本実証事業で実施した情報セキュリティ対策を報告してください。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>